

2020（令和2）年5月27日

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 御中

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 西本哲也

〒595-0021 大阪府泉大津市東豊中町1-4-6

三和辻川ビル2号室

いずみおおつ法律事務所

TEL：0725-46-0181/FAX：0725-46-0191

1 石綿則等の改正の目的等について（改正の趣旨 関係）

解体等工事の現状は、「石綿を使用した建築物の解体、改造及び補修作業等を伴う建設工事（解体等工事）」が行われる段階にならなければ、基本的に規制が発動されないのが実情である。

そこで、石綿則等の改正においては、かかる現状を根本的に改め、石綿を使用した建築物の把握と安全な管理、除去、廃棄を通じて、労働者のアスベスト被害の根絶、さらには、石綿のない社会・環境の実現を目標として掲げるとともに、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すべきである。

2 事前調査の実施者について（改正の概要（1）ア関係）

事前調査の実施者について、単に「必要な知識を有する者」とするのではなく、必要な技能をも有する者とすべきである。

また、事前調査の実施者の資格要件についても、省令により明定すべきである。省令により明定するに当たっては、①公的な資格制度とすること、②実地研修を必須科目とすること、③資格の更新要件を設け適切に運用すること、④罰則の適用対象とすること、に留意すべきである。

3 分析調査の実施者について（改正の概要（1）イ関係）

分析調査を行うことのできる「必要な知識及び技能を有する者」の資格要件についても、省令により明定すべきである。省令による明定に当たっては、①公的な資格制度とすること、②実地研修を必須科目とすること、③資格の更新要件を設け適切に運用すること、④罰則の適用対象とすること、に留意すべきである。

4 事前調査・分析調査の結果及び作業の実施状況の記録の保存期間について（改

正の概要 (1) エ及び (1) シ関係)

石綿関連疾患が数十年もの潜伏期間を経て発症することに鑑みると、記録の保存期間を3年間とするのは、あまりにも短いといわざるを得ない。

そこで、石綿則35条と同様に、これらの記録の保存期間についても、従事した労働者が石綿ばく露作業に従事しなくなった日から40年間とすべきである。

5 作業中の石綿漏えいの有無の確認について (改正の概要 (1) カ・キ関係)

気中濃度の測定が実施されなければ、作業や周辺作業において、保護具の選択もできず、許容濃度を超える石綿ばく露を受けるおそれがある。また、濃度測定を義務付けないとすれば、ILO第162号石綿条約20条1に抵触しかねない。

気中濃度測定は、有害物質のばく露防止対策の基本であり、除去等作業中とその周辺の石綿濃度測定を義務付ける必要がある。

6 零細事業主に対する支援について

規制の実効性と遵守を確保するためには零細事業主に対する支援が重要である。とりわけ、事前調査・分析調査、石綿濃度測定等については、裏付けとなる金銭的支援が不可欠である。また、記録の保存については、零細事業主や廃業等する事業主のためにも、行政機関が記録を保存する仕組み等の支援が必要である。

7 施行期日について (改正の概要 (4) 関係)

改正の概要 (1) オ、同 (1) ア及びイに係る規定の施行期日が他の規定よりも遅く設定されているのは、事前調査等の実施者の養成に相当程度の時間を要することなどの事情が斟酌されたものと思われる。

しかし、かかる事情を理由として当該規程の施行時期を遅く設定することに合理性は見出されず、他の規定同様に、遅くとも予定施行期日とされる令和3年4月1日に施行すべきである。

なお、零細事業主に対する配慮としては、施行期日を遅らせることよりも、前記6に掲げたような具体的支援の方が重要である。

8 許認可制、リスクアセスメント、完了確認について

この度の改正案には含まれていないものの、重要な対策として、①除去等作業を行う事業者に許認可制の導入、②除去等作業におけるリスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策の実施の義務付け、③除去等作業の完了の確認の義務付けなどがある。これらの点についても、早期に義務付けるよう、強く求める。

以上